

全国安全週間実施要領

平成 23 年 7 月 1 日～7 日 ●準備期間 6 月 1 日～30 日

あんぜん かぞく ねが きぎょう いしずえ つく げんき にっぽん
安全は 家族の願い 企業の礎 創ろう元気な日本!

～平成 23 年度全国安全週間スローガン～

会長メッセージ

平成 23 年度の全国安全週間を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
建設業における平成 22 年の労働災害による死亡者数は 365 人となり、「死亡災害を一日一人以下にする」という当面の目標を達成することができました。

これもひとえに会員各位をはじめ関係者の皆様の労働災害防止に寄せる熱意と地道なご努力の賜であり、心から敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

当面の目標は達成したものの、建設工事において今なお多くの方の尊い命が失われている現状を重く受け止め、労働災害防止対策の一層の徹底を図る必要があります。

昨年の建設業における死亡災害発生状況をみると、熱中症によるものが 13 人（速報値）に上り、一昨年より 5 人から大幅に増加しており、このため、当協会において新たにテキストを作成し、熱中症防止のための教育を実施することといたしましたので、関係者の受講について特段のご配慮をお願いいたします。

また、本年発生した東日本大震災の復興工事において、労働災害の多発が懸念されます。

このため、当協会としては、新たに「災害復興工事安全衛生対策チェックリスト」を作成するとともに、その活用等について、安全指導者が現場指導を行うなど、労働災害防止対策の徹底を図っているところです。復興工事はもとより、社会的にも重要な役割を担っている建設工事関係者が労働災害に遭うことがないように、安全衛生水準の一層の向上を図ることとしております。

今般、全国安全週間を迎えるにあたり、準備期間および本週間に経営トップをはじめ関係者が取り組むべき事項をまとめた「全国安全週間実施要領」を作成いたしました。

会員各位におかれましては、本実施要領を参考に、各企業の実情に即した実施計画を策定し、トップの強力なリーダーシップのもとに、関係者が一体となって労働災害の防止に万全を期すようお願いいたします。

なお、本年 10 月 6 日、7 日の両日広島市で開催する「第 48 回全国建設業労働災害防止大会」においては、東日本大震災の復興工事における労働災害の防止を図るため、過去の災害復興工事経験者を交えたシンポジウムを開催することとしておりますので、是非ご参加いただきますようお願いいたします。

全国安全週間に対する会員各位のご理解を重ねてお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

建設業労働災害防止協会
会長 銭 高 一 善



安全週間ポスター No1 ひまわり

I 趣 旨

本年度の全国安全週間は、厚生労働省の平成 23 年度全国安全週間実施要綱に基づき、建設業労働災害防止協会その他関係団体の協賛のもとに、6 月 1 日から 30 日までを準備期間、7 月 1 日から 7 日までを本週間として、

「安全は 家族の願い 企業の礎 創ろう元気な日本！」

のスローガンのもとに展開される。

このため、経営トップをはじめ関係者は、全国安全週間を契機として店社および作業所において緊密な連携のもとに安全衛生水準の一層の向上を目指し、実効ある安全衛生管理活動を積極的に展開するものとする。

II 会員が実施する事項

会員は、本週間を契機に、日常、実施している安全衛生管理活動を見直すとともに、「三大災害」（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）の防止ならびに昨年、多発した「熱中症」の予防に重点をおき、以下の実施事項から店社および作業所の実態に即した項目を選定して実施計画を策定し、積極的に活動を実施する。

また、東日本大震災の復興工事に対しては、「災害復興工事安全衛生対策チェックリスト」（資料2）を活用するなど労働災害防止対策の徹底を図る。

なお、この計画の策定にあたっては、「平成23年度建設業労働災害防止対策実施事項」を活用する。

※上記「平成23年度実施事項」については、当協会ホームページ（http://www.kensaibou.or.jp/activity/publicity_work/enforcement_plan.html）を参照して下さい。

準備期間（6/1～6/30）の実施事項

1. 経営トップ等による現場安全パトロールの実施
2. 「リスクアセスメント建設業版マニュアル」に基づくリスクアセスメントの確実な実施
 - (1) 施工計画書（作業計画書を含む）作成時のリスクアセスメントの実施
 - (2) リスクアセスメントの結果（(1)のリスク低減措置）の作業手順、工程打合せへの反映と実施の確認
3. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入、実施
4. 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底
特に、平成22年における死亡災害発生状況等の特徴を踏まえて、次の対策を徹底する。
 - (1) 墜落・転落災害の防止
 - ① つり足場、張り出し足場または高さが5m以上の足場組立て解体等作業について、作業主任者の直接指揮による作業、ならびに、安全帯使用状況の監視等の職務の確実な実施
 - (2) 建設機械・クレーン等災害の防止
 - ① 車両系建設機械による作業について、作業場所の地形等の調査に基づく運行経路、機械の設置、作業方法、立入禁止措置等を組み込んだ作業計画の作成と実施
 - ② 玉掛けを含むクレーン作業について、作業分担、クレーン等の能力、合図等を組み込んだ作業計画の作成と実施
 - ③ 建設機械、クレーンの運転および玉掛け作業について、法令で定める有資格者の配置
 - (3) 倒壊・崩壊災害の防止
 - ① コンクリート造等工作物の解体作業について、構造物の状況等の調査に基づく作業順序、控え等の設置方法等を組み込んだ作業計画の作成と実施
 - ② 上下水道工事等について、土止め先行工法による工事の実施
 - ③ 地山の掘削作業について、作業箇所等の事前の調査に基づく作業計画の作成と実施
 5. 熱中症予防対策の徹底
 - (1) 作業員の体調確認と適性配置
 - (2) 作業員の適宜休止、水、塩分等の補給等
 6. 石綿障害予防対策の徹底
 - (1) 建築物の解体作業において建材の石綿含有の確認
 - (2) 石綿含有建材の解体等の作業について、作業主任者の直接指揮による作業の実施
 - (3) 石綿等のレベルに応じた保護具等の使用等の石綿粉じんばく露防止対策の徹底
 7. 酸素欠乏症等防止対策の徹底
 - (1) 井戸、ピット内等の酸素欠乏危険場所の作業にあたり酸素濃度、硫化水素濃度の測定
 - (2) 酸素欠乏危険場所の作業について作業主任者の直接指揮による作業の実施

8. 安全衛生教育の推進
 - (1) 熱中症予防のための作業員教育の実施
 - (2) 「丸のこ等取扱い作業従事者教育」厚生労働省通達（平成22年7月14日付け基安発0714号）に基づく特別教育に準ずる教育の実施
 - (3) 統括安全衛生責任者、安全管理者、職長・安全衛生責任者等の管理監督者に対するリスクアセスメント教育の実施
 - (4) 振動工具の取扱いに関する指針に基づく振動工具取扱い作業従事者教育の実施
 - (5) ヒューマンエラーによる労働災害防止のための安全衛生教育（建設従事者教育）の実施
9. 不安全行動による労働災害防止の徹底
 - (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」等の積極的な実施
 - (2) 作業手順書に定めたりスク低減策、危険予知活動で決めた対策の確実な実施
 - (3) 安全帯等保護具使用の徹底
 - (4) 「近道・省略行為」の禁止および「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の実施

本週間（7/1～7/7）の実施事項

1. 関係者の安全意識の高揚
 - (1) 経営トップ等による安全についての決意表明（例文参照）
 - (2) 店社または作業所単位の安全衛生大会の開催
 - (3) 優良協力会社、作業グループ等の表彰の実施
 - (4) 安全衛生責任者、職長等による職場安全懇談会の開催
 - (5) 家族とともに安全衛生の大切さの話し合い
2. 安全パトロール等の安全活動の実施
 - (1) 経営トップ等による現場安全パトロールの実施
 - (2) 作業所一斉の工所用機械・設備等の安全点検、整理整頓、清掃等による作業環境の整備
3. 安全衛生教育・訓練等の実施
 - (1) 安全衛生に関する勉強会、講演会等の実施
 - (2) 緊急時の措置についての必要な訓練の実施
4. その他、本週間にふさわしい行事および週間行事の反省の実施

安全の誓い（例文）

今日から始まる全国安全週間は、労働災害のない安全で働きやすい職場をつくるための週間であります。

我々は、この週間を契機として自分の体は自分で守るという安全の基本をあらためて認識し、一人ひとりが安全な作業を心がけ、この作業所で災害を絶対おこさないよう一層努力することを誓います。

平成23年7月 日
 作業員代表
 建設㈱

※誓い（例文）を読み上げさせるなどして作業所の安全意識を高揚させてください。

Ⅲ 協会が実施する事項

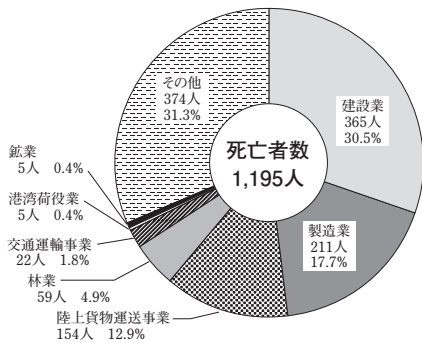
本部および支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 熱中症予防のための教育
2. 足場組立て等作業主任者等の技能講習、石綿取扱い等の特別教育の積極的な実施
3. リスクアセスメントを取り入れた管理監督者に対する安全衛生教育の実施
4. 安全衛生推進大会の開催
5. 丸のこ等、振動工具取扱い作業従事者教育並びに足場の組立て等の各種危険有害業務従事者に対する能力向上教育（安全衛生教育等）の実施
6. 「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」に基づく安全衛生教育の実施
 ※標記については、当協会ホームページ（http://www.kensaibou.or.jp/seminar/pdf/human_error_guide.pdf）でご紹介しています。
7. のぼり、ポスター等の頒布
8. 会員企業の要請に応じた安全・衛生管理士の安全パトロール参画、安全大会等講話の支援
9. その他、実態に即した強調運動の実施

資料 1

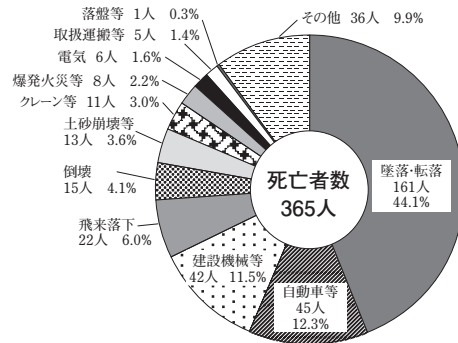
平成 22 年の建設業における死亡災害発生状況 (確定値)

1 業種別発生状況



◎建設業の死亡者数は、365人となり、前年と比較すると、6人(1.6%)減少している。

2 建設業における死亡災害種類別発生状況

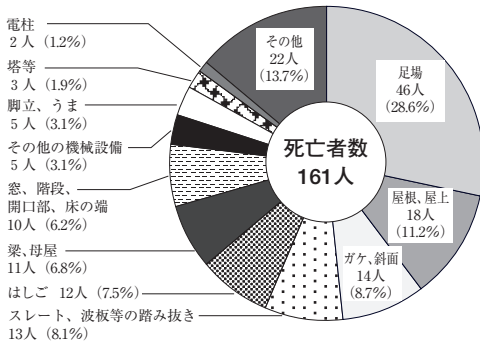


◎墜落・転落災害は、14人増加して161人となり、全体に占める割合は、44.1%(前年39.6%)と依然として高い比率を占めている。

◎墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害の三大災害は、242人で全体の66.3%(前年67.6%)を占めている。

3 三大災害発生状況

墜落・転落災害



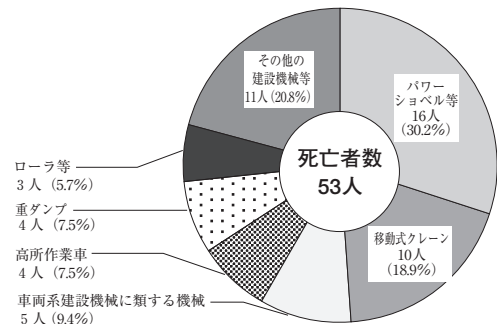
◎足場からの墜落・転落災害が最も多く、46人で全体の28.6%を占めている。

◎特に前年より増加しているもの

- 「足場」からは、前年より17人増加して46人
- 「はしご」からは、2人増加して12人
- 「スレート、波板等の踏み抜き」は、4人増加して13人
- 「脚立、うま」からは、1人増加して5人

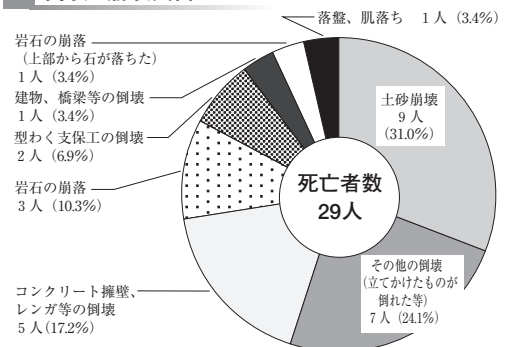
◎木造家屋建築工事における墜落・転落災害は、23人と前年より2人減少している。(別表.8参照)

建設機械・クレーン等災害



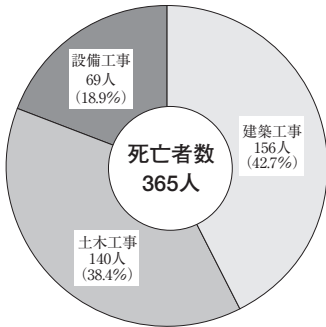
◎建設機械・クレーン等による災害は、パワーショベル等による災害が最も多く、16人で全体の30.2%を占めている。

倒壊・崩壊災害



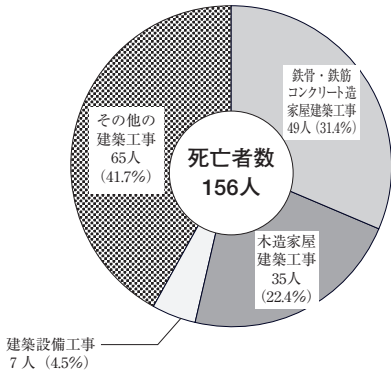
◎倒壊・崩壊災害は、土砂崩壊が最も多く、9人で全体の31.0%を占めている。

4 工事の種類別発生状況



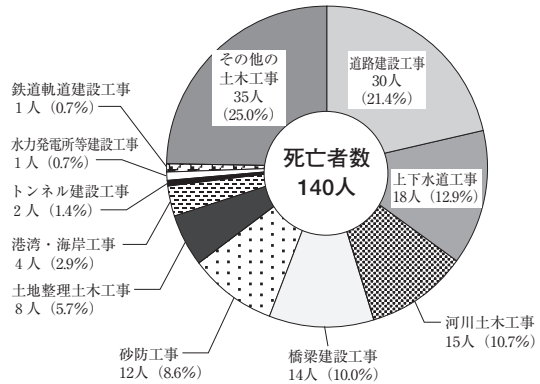
◎建築工事 (156人)、土木工事 (140人) で、296人となっていて全体の81.1%を占めている。

建築工事



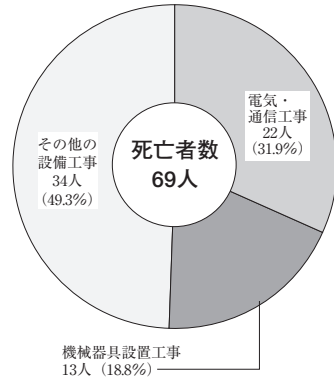
◎前年と比較して8人増加している。
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築(49人)、木造家屋建築(35人)で84人となっていて全体の53.8%を占めている。

土木工事



◎前年と比較して10人減少している。
道路建設 (30人)、上下水道 (18人)、河川土木 (15人)、橋梁建設 (14人) で、77人となっていて全体の55.0%を占めている。

設備工事



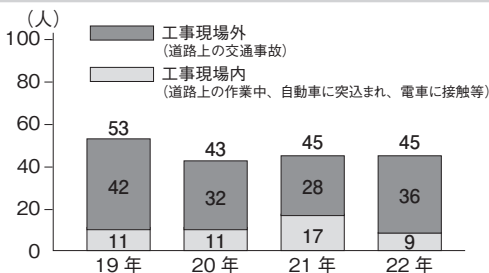
◎前年と比較して4人減少している。
電気・通信工事が、22人と設備工事全体の31.9%を占めている。

5 熱中症による死亡災害発生状況

年	業種 (人)		年	月					計
	全産業	建設業		5月	6月	7月	8月	9月	
19年	18	10	19年	0	2	3	11	2	18
20年	17	9	20年	0	2	12	3	0	17
21年	8	5	21年	0	0	1	7	0	8
※22年	33	13	22年	—	—	—	—	—	33

◎平成22年は、33人と多発した。
◎毎年、7月から8月に集中して発生している。
◎※平成22年は、22年9月1日現在速報値
22年月別の発生状況は編集時において発表がありません。

6 交通労働災害発生状況



◎平成22年は、現場内での死亡が9人となり、前年より8人減少した。

7 重大災害発生状況

	件数 (件)	死傷者数	死亡者数
平成20年	93	413	30
平成21年	75	305	14
平成22年	87	351	16
前年比	12	46	2

◎前年と比較して、発生件数は、12件増加し、死亡2人、死傷は46人増加している。

8 死亡災害の工事の種類・災害の種類別発生状況（平成22年確定値）

工種 災害の種類	工事																	設備工事計	合計	割合 (%)				
	水力発電所等建設工事	トンネル建設工事	地下鉄建設工事	鉄道軌道建設工事	橋梁建設工事	道路建設工事	河川土木工事	砂防工事	土地整理土木工事	上下水道工事	港湾・海岸工事	その他の土木工事	土木工事計	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	木造家屋建築工事	建築設備工事	その他の建築工事				建築工事計	電気・通信工事	機械器具設置工事	その他の設備工事
墜落・足場から	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	12	10	3	2	15	30	0	0	4	4	46	12.60	
墜落・はしごから	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	3	1	4	8	1	1	0	2	12	3.29
墜落・脚立、うまから	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	4	0	0	0	0	5	1.37	
墜落・スレート、波板等の踏み抜き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2	7	13	0	0	0	13	3.56	
墜落・屋根、屋上から	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	7	15	0	1	2	3	18	4.93	
墜落・梁、母屋から	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3	9	1	0	1	2	11	3.01	
墜落・窓、階段、開口部、床の端から	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	1	7	0	2	1	3	10	2.74	
墜落・橋梁から	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.27	
墜落・塔等から	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	3	0.82	
墜落・電柱から	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0.55	
墜落・高所作業車から	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0.27	
墜落・その他の機械設備から	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	1	0	0	1	0	1	5	1.37
墜落・ガケ、斜面から	0	0	0	0	9	0	2	0	0	0	3	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	3.84
墜落・杭、ビットへ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.27
墜落・その他	0	0	0	1	2	1	0	1	0	1	0	1	6	0	2	6	8	0	1	4	5	19	5.21	
墜落計	0	0	0	0	13	13	3	2	1	0	8	40	23	23	5	44	95	8	6	12	26	161	44.11	
飛来落下・クレーン等で運搬中のもの	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	1	6	3	2	0	0	5	0	0	0	0	11	3.01	
飛来落下・用具、荷、取付け前の部材等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0.27	
飛来落下・丸太、角材、パネル等の取付け後のもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0.27	
飛来落下・その他	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	2	5	1	0	0	1	2	1	0	1	2	9	2.47	
飛来落下計	0	0	0	1	2	1	3	1	0	0	3	11	4	2	0	3	9	1	0	1	2	22	6.03	
倒壊・型枠支保工の	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.55	
倒壊・建物、橋梁等の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0.27	
倒壊・コンクリート擁壁、レンガ等の	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3	4	0	0	0	0	5	1.37	
倒壊・その他の（立てかけたものが倒れた等）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	2	0	0	4	1	0	1	2	7	1.92	
倒壊計	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	4	3	2	0	4	9	1	0	1	2	15	4.11	
土砂崩壊等・土砂崩壊	0	0	0	0	1	0	0	2	6	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2.47	
土砂崩壊等・岩石の崩壊	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.82	
土砂崩壊等・岩石の崩落（上部から石が落ちた）	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.27	
土砂崩壊等計	0	0	0	0	2	2	1	2	6	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	3.56	
落盤等・落盤、肌落ち	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.27	
落盤等計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.27	
クレーン等・移動式クレーンによる	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	3	7	2	0	0	0	2	0	0	1	1	10	2.74	
クレーン等・その他の揚重装置による	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.27	
クレーン等計	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	3	8	2	0	0	0	2	0	0	1	1	11	3.01	
自動車等（乗物全般）・工事現場内における	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	0	4	0	0	4	9	2.47	
自動車等（乗物全般）・工事現場以外	0	0	0	0	1	3	0	2	2	1	4	13	4	5	1	6	16	3	4	0	7	36	9.86	
自動車等計	0	1	0	0	0	2	3	0	2	2	1	7	18	4	5	1	6	16	7	4	0	11	45	12.33
建設機械等・ベルトコンベヤー等による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0.27	
建設機械等・ブルドーザー等による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.27	
建設機械等・パワーショベル等による	0	0	0	0	0	2	0	1	4	0	5	12	1	0	0	2	3	0	0	1	1	16	4.38	
建設機械等・ローラ等による	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.82	
建設機械等・圧碎機による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.27	
建設機械等・ブレーカによる	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.27	
建設機械等・車両系建設機械に類する機械による	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5	1.37	
建設機械等・高所作業車による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	3	4	1.10	
建設機械等・重ダンプによる	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	1.10	
建設機械等・その他の建設機械等による	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	3	1	0	0	1	2	0	0	1	1	6	1.64	
建設機械等計	0	1	0	0	0	7	4	0	1	6	0	8	27	4	1	0	4	9	3	1	2	6	42	11.51
電気・電気工事作業による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	2	0.55	
電気・その他の作業による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	2	2	4	1.10	
電気計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	1	0	2	3	6	1.64	
爆発火災等・事務所、宿舍等の火災による	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0.27	
爆発火災等・その他の爆発、火災による（火傷を含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2	3	0	2	1	3	7	1.92	
爆発火災等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2	3	0	2	2	4	8	2.19	
取扱運搬等・機械の調整中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	2	0.55	
取扱運搬等・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1	1	3	0.82	
取扱運搬等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	2	0	0	2	2	2	5	1.37	
その他・中毒	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	1.64	
その他・高熱物等による	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	1	5	3	2	0	1	6	1	0	5	6	17	4.66	
その他・溺れ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	3	1	0	0	0	1	0	0	1	1	5	1.37	
その他・心不全等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0.27	
その他・その他	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	4	1	0	0	1	0	0	2	2	7	1.92		
その他計	0	0	0	1	0	2	1	4	0	2	2	4	16	5	2	0	1	8	1	0	11	12	36	9.86
合計	1	2	0	1	14	30	15	12	8	18	4	35	140	49	35	7	65	156	22	13	34	69	365	100.00
割合 (%)	0.27	0.55	0.00	0.27	3.84	8.22	4.11	3.29	2.19	4.93	1.10	9.59	38.36	13.42	9.59	1.92	17.81	42.74	6.03	3.56	9.32	18.90	100.00	

災害復興工事安全衛生対策チェックリスト

◎本チェックリストは、復興工事において労働災害防止対策に漏れがないことを事前確認するためのものです。

建設業労働災害防止協会

分類	番号	確認事項	チェック欄
建設機械等関係	1	運転には資格者を配置していますか。〔移動式クレーン運転士免許、車両系建設機械運転技能講習修了者等〕 規程第 96 条 (クレーン則第 68 条)、規程第 74 条 (安衛則第 36 条、41 条)	<input type="checkbox"/>
	2	急停止装置、はずれ止め等の安全装置が有効に機能しているか点検していますか。	<input type="checkbox"/>
	3	パレットの爪に荷を掛けてつり上げること等を禁止していますか。	<input type="checkbox"/>
	4	機械と接触するおそれのある作業区域について、立ち入りを禁止していますか。	<input type="checkbox"/>
	5	軌間距離又は線間距離等では警備・敷外等を用いていますか。	<input type="checkbox"/>
地山の崩壊関係	6	埋設物の有無、地山の亀裂、地層の状態等の確認をしていますか。	<input type="checkbox"/>
	7	小規模掘削作業において、人が墜入する前に仮支保工を組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
	8	作業主任者には資格者を配置していますか。〔地山の掘削及び止め支保工作業主任者技能講習修了者〕 規程第 53 条 (平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号)	<input type="checkbox"/>
倒壊建築物関係	9	強い揺れを感じた企業や大層の後は、掘削面を点検していますか。	<input type="checkbox"/>
	10	建設物の解体においてコンクリートの塵、塵又は煙突等の解体では、塵除防止のための控えを取っていますか。 規程第 132 条	<input type="checkbox"/>
石綿関係	11	作業主任者には資格者を配置していますか。〔コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了者等〕 規程第 129 条 (安衛則第 517 条の 17)	<input type="checkbox"/>
	12	建設物の解体作業において、建材の石綿含有を確認していますか。	<input type="checkbox"/>
	13	上記作業で石綿含有の場合、石綿等のレベルに合った保護具を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
墜落・転落関係	14	呼吸用保護具の装着は適切ですか。(着者は良いですか)。 石綿防止じんへのばく露防止マニュアル(石綿使用建築物等業務特別教育規程)	<input type="checkbox"/>
	15	開口部等墜落による危険場所には、手すり、さんぎを設けますか。又は覆い、ふた等をしていますか。	<input type="checkbox"/>
追加項目	16	緊急停止設備を付けておかない作業場所では、掘削等の安全帯の取付設備を設けていますか。	<input type="checkbox"/>
	17	安全帯フックは、腰より上の位置で丈夫なものに掛けていますか。	<input type="checkbox"/>
	18	安全帯及びその取付設備について、変形・ゆるみ等について点検していますか。 規程第 17 条 (安衛則第 521 条)	<input type="checkbox"/>
感電防止関係	19	電機検測器を使用するときは、感電防止用漏電しゃ断装置を接続する又は三重絶縁構造のものを使用していますか。 規程第 44 条 (安衛則第 333 条)	<input type="checkbox"/>
	20	上記措置が困難な場合、器具の金属筐体外等接地(アース)していますか。	<input type="checkbox"/>
	21	交差アーク対策機を使用するときは、自動電撃防止装置を使用していますか。 規程第 45 条 (安衛則第 332 条)	<input type="checkbox"/>
22	感電防止用漏電しゃ断装置を使用するときは、作業開始前にその動作の確認をしていますか。	<input type="checkbox"/>	
23	架台電線に近接する工事では、電力会社に電線の移設又は絶縁用防護具の装着を依頼していますか。 規程第 40 条 (安衛則第 349 条)	<input type="checkbox"/>	

分類	番号	確認事項	チェック欄
酸欠関係	24	井戸やピット内に入るとき酸素濃度、硫化水素濃度等の測定をしていますか。 規程第 171 条 (酸欠則第 3 条)	<input type="checkbox"/>
	25	井戸やピット内で作業を行う場合、資格者を配置していますか。〔酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者(特別教育修了者)〕 規程第 171 条 (酸欠則第 11 条)	<input type="checkbox"/>
熱中症関係	26	スポーツドリンク等を備えていますか。 規程第 176 条	<input type="checkbox"/>
	27	十分な休憩時間を取っていますか。 規程第 176 条	<input type="checkbox"/>
異常時間関係	28	熱中症予防のための教育を実施しましたか。 平成 21 年 6 月 19 日付け 基発第 0619001 号	<input type="checkbox"/>
	29	悪天候後、又は地震後には足場の状態、作業場所の状態、等を点検していますか。	<input type="checkbox"/>
非常時間関係	30	土石流危険河川の工事において、土石流発生時の警報機等を設置していますか。 規程第 146 条 (安衛則第 575 条の 14)	<input type="checkbox"/>
	31	余震等の強い揺れに付する、土砂や構造物の崩壊、倒壊防止、及び物体の落下防止の措置をしていますか。	<input type="checkbox"/>
	32	余震等で強い揺れを感じたら直ちに作業を中止し、安全な場所に避難していますか。(沿岸部では津波も含めて)	<input type="checkbox"/>
その他	33	緊急時の避難方法、連絡体制、等を定めていますか。	<input type="checkbox"/>
	34	呼吸用保護具等は衝じん・有機溶剤・酸欠等の作業に適合した保護具を使用していますか。 規程第 167 条 (有機則第 32 条)、規程第 174 条 (酸欠則第 5 条の 2) 等	<input type="checkbox"/>
その他	35	振動工具を使用する場合、工具を使用する時間を管理していますか。 規程第 175 条 (平成 21 年 7 月 10 日付け 基発第 0710 第 5 号)	<input type="checkbox"/>
	36	走行道路上の工事において、交通整理員を配置していますか。 規程第 140 条	<input type="checkbox"/>
その他	37	依頼側のおごりも適切にふまけていますか。	<input type="checkbox"/>
	38	クギ等の踏み抜き防止のための安全靴を履いていますか。	<input type="checkbox"/>
追加項目	39	作業をされている方は作業に適した服装ですか。	<input type="checkbox"/>
	40	消火器を備えていますか。	<input type="checkbox"/>

注：本チェックリストの著作権その他一切の知的財産権は、建設業労働災害防止協会(建災防)に帰属します。

資料 3

平成 23 年度 全国安全週間行事計画表 (例)

この週間行事計画表を参考にして、現場独自の「週間行事計画表」を作成しましょう。

項目 月日	行事項目	行事内容	項目 月日	行事項目	行事内容
7月 1日 (金)	趣旨徹底の日 (国民安全の日)	1. 社長メッセージの伝達 2. 「安全の誓い」による作業員の決意表明 3. 安全週間の意義と重要性の強調並びに 行事予定を説明 4. 安全衛生集会の開催 5. 安全に関するポスター、たれ幕等の掲示	5日 (火)	パトロールの日	1. 安全パトロールの実施 2. 足場等の墜落、落下防止対策の確認 3. 車両系建設機械の月例・日常点検の確認 4. 有資格者の配置の確認 5. 持込機械等使用届の処理と持込機械受 理証(ステッカー)の添付の有無の確認
2日 (土)	休養の日	1. 身の回りの整理・整頓と室内の清掃 2. ゆっくりと休養	6日 (水)	安全教育の日	1. 熱中症予防に関する教育の実施 2. 事例研究会等の開催 3. 「不安全行動防止」「ヒヤリハット」に 関する検討会の実施 4. ビデオ等視聴覚教材を活用した安全衛生 教育の実施 5. 緊急時訓練の実施
3日 (日)	安全の日	1. 安全衛生について家族みんなで考える 2. 明日への労働に備えて英気を養う			
4日 (月)	総点検の日	1. 工事中機械・足場等の作業設備・作業 環境等の点検・整備 2. 保護帽・安全帯・手袋等の保護具の点 検と着装の確認	7日 (木)	反省の日 (安全会議・ 安全大会等の 開催)	1. 安全週間をとおしての反省、今後の安全 管理のあり方・取り組み方等につい て討議・検討 2. 優良協会会社・作業グループ個人等の 表彰

平成 23 年度 全国安全週間用品のご案内

ホームページ <http://whk.kensaibou.or.jp/asp/index.asp>

安全週間ポスター

No.2 ふうりん



B2判 (73 × 52cm) ¥170

・Na.1 ひまわり (コードNo.760101) (表紙) (モデル 瀧本 美織)

・Na.2 ふうりん (コードNo.760102) (モデル 大川 藍)

※社名印刷 50 組以上

安全週間のぼり

コードNo.880010

ポリエステル製

(240 × 70cm) ¥1,530

社名印刷 5 枚以上

安全週間ワッペン

コードNo.780030

ビニール製 (7.5 × 6cm)

社名印刷 50 組以上



※他に、安全週間スローガンのぼり、安全週間横
幕、安全旗等をご用意しております。

お申込み、お問い合わせは「事業部 教材管理課」、東京以外の方は「最寄りの支部」へお願いいたします。

TEL 03 - 3453 - 8201 FAX 03 - 3453 - 5735

広報企画委員会 委員名簿

(五十音順)

委員	委員長	委員	所属
小石	島沢	政	(株)竹中工務店 安全環境本部長
井	上	章	(社)日本建設躯体工事業団体連合会 副会長
今	井	弘	(株)大林組 労務安全部 部長
加	藤	聖	大成建設(株)安全本部 安全部 安全企画室 室長
齋	正	患	前田建設工業(株)執行役員 経営管理本部 安全部長
藤	光	和	清水建設(株)安全環境本部 安全部 部長
土	屋	直	(株)熊谷組 執行役員 安全本部長
増	田	司	飛島建設(株)安全環境部 部長